

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月3日（平成27年（行個）諮問第191号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第3号）

事件名：本人の労災事故に係る申告等について厚生労働省職員に電話連絡があった旨の情報提供メールの不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別記1に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成27年7月3日付け厚生労働省発基0703第3号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

厚生労働省発基0629第1号にも、私は異議申立書を送付していて、受理してもらっている。その理由とほぼ同じ。他にも言いたい事山ほどあるが、他の言いたい事等は、後日審査会にさせていただく。

処分の取消しを求め、訂正を強く望む。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人である訂正請求者（以下、第3において「請求人」という。）が平成27年6月2日付け（同月4日受付）をもって行った別記1に掲げる本件対象保有個人情報について「マイクロSDと同じ内容にしてくれ。」とする訂正請求に対し、処分庁が同年7月3日付け厚生労働省発基0703第3号により行った不訂正決定（原処分）を不服として、同年9月2日付け（同月4日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てについては、下記3（3）のとおり、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」に該当しないため不訂正と

した原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、請求人に対し処分庁が法18条1項の規定に基づく部分開示決定（平成27年4月17日付け厚生労働省発基0417第3号）により開示したものであり、請求人が所轄労働基準監督署（以下「所轄署」という。）に申告した事案に対する同署の対応について、請求人から厚生労働省の担当部署の職員（以下「担当職員」という。）に電話連絡があった旨、担当職員から所轄署を指揮監督する労働局（以下「所轄労働局」という。）の職員等あてに送付した情報提供メール（以下「対象文書」という。）である。

(2) 訂正請求対象保有個人情報の該当性について

対象文書は、請求人が法18条1項の規定に基づく開示決定により開示を受けた保有個人情報であり、法27条1項1号の訂正請求の対象情報に該当する。

(3) 訂正の要否について

対象文書については、以下の理由から、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

ア 対象文書の性格上、請求人との電話の内容と完全に一致していなかったり、請求人の意に沿わない記載となっていたとしても、そのことが直ちに事実の誤りとなるものではないこと

対象文書は、担当職員が、請求人から、同人が所轄署に申告した事案に係る同署の対応についての電話を受けたことに関し、請求人から電話があったこと及び担当職員が把握した請求人の主張の趣旨を、所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として、担当職員が作成したメールである。

このような対象文書の性格や、その作成目的に照らせば、その記載内容について、担当職員がその作成目的に照らしてふさわしい表現を取捨選択することは、担当職員の職務上の権限内の行為であり、その結果、請求人の意に沿わない表現や記載内容となっていたとしても、そのことから直ちに法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないと考えられる。

請求人は、平成27年6月2日付け（同月4日受付）保有個人情報訂正請求書において、訂正請求の趣旨として、マイクロSDと同じ内容にするよう主張しているが、上記のように、対象文書の性格に照らせば、マイクロSDと完全に一致するよう訂正すべき義務はないものである。

イ 対象文書に係る訂正請求は、保有個人情報たる対象文書の利用目的

の達成に必要な範囲を超えており、法 29 条に基づく訂正を行う義務はないこと

法 29 条は「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

この点、対象文書は、担当職員が、請求人から電話があったこと及び担当職員が把握した請求人の主張の趣旨を所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として作成したメールであるところ、対象文書が所轄労働局の職員に送付され、所轄労働局及び所轄署においてその内容を把握できるようになった時点で、その利用目的は達成されており、もはや訂正の可否を論じる対象とはなり得ないものである。

以上のことから、訂正請求のあった具体的箇所を含め、対象文書については、法 29 条に基づく訂正義務はないものである。

4 請求人の主張に対する反論

請求人は異議申立書において「厚生労働省発基 0629 第 1 号にも、私は異議申立書を送付していて、受理してもらっている。その理由とほぼ同じ。」と主張しており、当該文書に係る訂正請求書では、「今の現状は、少なくとも私が求めた物とは大きくかけ離れておる。足りていない。内容も違う。違う話にされた。これでは大変迷惑。この事は明白である。大きくかけ離れ、足りていない、違う物を開示されたのだから当然不服。」等と主張している。しかしながら、上記 3 (3) で述べたとおり、訂正請求に対しては、法 29 条に基づき、訂正請求についての理由の有無を判断しているものであることから、請求人の主張は、本件対象保有個人情報の不訂正決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 27 年 12 月 3 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成 28 年 12 月 7 日 | 審議 |
| ④ 平成 29 年 4 月 13 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人が法 12 条 1 項に基づき開示請求を行い、

平成27年4月17日付け厚生労働省発基0417第3号により一部開示決定された本件対象保有個人情報，具体的には，「異議申立人が所轄署に申告した事案に対する同署の対応について，異議申立人から厚生労働省の担当部署の職員に電話連絡があった旨，担当職員から所轄署を指揮監督する所轄労働局の職員等あてに送付した情報提供メール」（対象文書）に記録された保有個人情報について，その訂正を求めるものである。

処分庁は，本件対象保有個人情報は，行政処分等を行うのに必要な情報ではなく，また，異議申立人から電話連絡があったことについての所轄労働局への情報提供という利用目的を達成しているものであることから，訂正すべき理由があるとは認められないとして，不訂正とする原処分を行った。

異議申立人は，原処分について，その取消しを求めるとしているが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性及び原処分の妥当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求について

訂正請求については，法27条1項において，同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について，その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

また，訂正請求を行う請求者は，法28条1項において，訂正請求に係る保有個人情報を特定した上で，当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論である「訂正請求の趣旨」及びそれを裏付ける根拠である「理由」等を記載した訂正請求書を提出しなければならないと規定されており，「訂正請求の趣旨及び理由」は，請求の内容を成す重要なものであり，その記載は明確かつ具体的である必要があると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は，上記1のとおり，異議申立人が別途，法に基づく保有個人情報開示請求を行い，開示を受けたものであることから，法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において，諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ，その内容は，異議申立人と厚生労働省の担当職員との電話でのやり取りの内容等であると認められることから，法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 諮問庁の説明

諮問庁は，理由説明書（上記第3の3（3）ア及びイ）において，本件訂正請求の要否について，以下のとおり説明する。

(1) 対象文書は、担当職員が、異議申立人から、同人が所轄署に申告した事案に係る同署の対応についての電話を受けたことに関し、異議申立人から電話があったこと及び担当職員が把握した異議申立人の主張の趣旨を、所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として、担当職員が作成したメールである。

このような対象文書の性格や、その作成目的に照らせば、その記載内容について、担当職員がその作成目的に照らしてふさわしい表現を取捨選択することは、担当職員の職務上の権限内の行為であり、その結果、異議申立人の意に沿わない表現や記載内容となっていたとしても、そのことから直ちに法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないと考えられる。

(2) 法29条は「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

この点、対象文書は、担当職員が、異議申立人から電話があったこと及び担当職員が把握した異議申立人の主張の趣旨を所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として作成したメールであるところ、対象文書が所轄労働局の職員に送付され、所轄労働局及び所轄署においてその内容を把握できるようになった時点で、その利用目的は達成されており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないものである。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、「マイクロSDと同じ内容にしてくれ、これが事実である。根拠としてマイクロSDを同封する。趣旨及び理由書ききれない為別紙にて」と記載されており、「訂正請求の趣旨及び理由」との標題が付された「別紙」が添付されているところ、当該別紙には、別記2の1に掲げる表記が誤りであると記載されているが、どのように訂正すべきかが記載されているとは認められない。

(2) 上記2(1)のとおり、訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」の記載は明確かつ具体的である必要があるところ、本件訂正請求の趣旨を「本件対象保有個人情報の記載内容自体に誤りがあるので、訂正すべきである」と解することとすると、具体的にどのように訂正すべきか明らかではないので、訂正請求の理由が示されているとは認められない。

(3) 他方、本件訂正請求書に添付された「別紙」には、別記2の2に掲げる異議申立人及び厚生労働省の担当職員の発言内容が開示されていないと記載されていることから、「マイクロSDと同じ内容にしてくれ」と

の異議申立人の主張を「会話の内容として、もっと詳しいやり取りがされていたのであるから、詳細に記載すべきである」という趣旨のものと解した上で、以下、「詳細に記載すべき」部分があるか否かについて検討する。

対象文書は、上記3（1）の諮問庁の説明のとおり、担当職員が、所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として作成されたものと認められ、その性格からして、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当職員の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される文書であると認められる。

そうすると、担当職員が当該文書の作成目的に照らしてその記載内容を取捨選択することは、担当職員の職務上の権限内の行為というべきであり、その結果、異議申立人の意に沿わない記載内容となっても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。

そこで、当審査会において対象文書の内容を確認したところ、当該文書の性格に照らし、その記載内容に特段の不足があると認める理由はなく、「詳細に記載すべき」部分があると認める理由はないことから、法29条に基づき訂正すべき部分はないと認められる。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その全部を法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別記 1

特定監督署，特定労働局，厚生労働省労働基準局監督課監察係にたいして，平成25年特定月日特定事業場内で発生した私の労災事故にかかわる，申告，情報提供，相談，主張，証言，指摘，問題提起，批難，その他等を，今まで多々してきました。私自身，監督署及び監督課のデタラメ無能ぶり，理不尽な対応，欺かれ続けた事，その他等に対し，ものすごく強い憤りを感じています。

監督官及び監督署所長等の告訴，告発を真剣に検討しています。（国家公務員法等）

私自身，上記記載のこれらの全ては，明らかに行政の裁量の中の話であると強く感じています。

私が申告している以上，申告制度役割の個人の権利救済（私）に該当していると強く感じています。

また，労災事故にあって，安全配慮義務を怠ったのが原因という事を伝え損害賠償に応じるよう会社をお願いしたのだが，会社は一切何も対応してくれていなかったと監督署に伝えてある。

労働契約法5条にも安全配慮義務についてしっかりと明記してある以上及び労災保険（私は支給されている）の役割を考えても安全配慮義務が深く関わっている以上，賃金の未払いと全く同じで個人の権利救済に該当すると強く感じている。

本来は監督官自らが，申告者の相談にもとづいて，やる気を持って全力で職務を遂行という話であるべきなのだが，一切何もしてくれなかったので私の方から全て申告し，私が指摘しだした事である。その為，個人情報開示請求で開示できる範囲内とも，強く感じています。私が言ひだし，言っている事である。

前書きが長くなりましたが，これらの話及びその他等を厚生労働省監督課のA担当，B担当，C担当，その他等の方々から聞いていただき，会話，その他等を現在まで，多々してきました。

私は必ず～がおかしいおかしすぎる，～が説明されていない，～について監督官が疑問を持っていない，～をしらべていない，～と言っていたが違う事をしている，～と説明されたが違っていた嘘をつかれそのうえ自分の言った事とは真逆の行動をしている，人を欺いている，侮辱された，説明されている事がどちら転んでもおかしい矛盾だらけの説明，特定部品特定マークは使用限界という意味ではない，その他等

この書面では簡略化したがる，実際の際には全て具体的に話をし，事実と異なるから問題提起及び事実の指摘をしっかりとあり会話等をしてある。

（特定監督署担当者にもしてある，労働局監督課担当者にもしてある）

厚生労働省監督課の方々と，過去から現在まで電話でお話した，これらの

会話内容，指摘内容，問題提起内容，強い疑問内容，批難内容，主張内容，回答，解釈，見解，その他等の全てを開示請求します。

（今までに私に開示されている同じ物は不要，今までに私に開示されていない物及び26年特定月日から現在までの物を開示請求している）

また，全ての電話の際には，私は録音している。この全ての会話にたいして言える事だが，どこの機関，誰からも論破された覚えはない。何か言われればその都度反論していて逆に私が論破しているのでは？厚生労働省でいわせてもらえば毎回労働局に伝えると言われていた。あたかも私を論破したかのようにみせかける開示の仕方は絶対しないでください。

別記 2

1 異議申立人が，表記が誤りであると主張する部分

- (1) 今の段階では回答できない。
- (2) 違反するのではないか。
- (3) 本当に説明してはいけないことを言ったのだとしたら，
- (4) 説明してはいけない事項だったのであれば，

2 異議申立人が，開示されていないと主張する異議申立人及び厚生労働省の担当職員の発言内容（○は，異議申立人の発言内容，●は，厚生労働省の担当職員の発言内容である。）

○ きっぱりと労働基準法105条，労働基準監督官は職務上知りえた機密を外部に漏らしてはならない。労働基準監督官を退官後も同様。

ほいて国家公務員法にも守秘義務というものが存在していますよね？

- はい。
- これに抵触しているんじゃないかと感じている。
- はい。
- 労働局が機能していないというのも，私なりに説明したと思うんですけど。
- そこは，以前からお話いただいている。
- おかしいような調査を適切だなんて言っていますから。
- こちらでどう，こうご説明できることではないので特定の労働局に，お問い合わせいただきたい。
- 私，以前も言いましたが労働局は信じきれていない。
- 言ってはならない事を言ってしまった。説明してはならない事を説明してしまった。これは適切ではない。適切ではないものを（労働局は）適切だなんて言っているんですよ。
- 10月に（26年）労働局，監督署の合同で，話をされた事があるのだが，私はその場で言っています。どちら転んでもおかしい。（上記にかか

わり言っても言わなくても) どっち転んでもおかしいものを労働局は適切だなんていっていたのですよ。そんなおかしい所に言ってもですね, 受け付けてもらえないんですよ。ですからここに電話した次第なんですけど。

- 異議申立人は何を求めていらっしゃるのでしょうか? 今回のお電話で。
- いずれにしてもどっち転んでもおかしいというのは, さっきいいましたよね? 前から聞いていると思うんですけど。
- はい。
- 私としては聞ける事は全て聞きたいんですけど。
- はい。
- BさんやCさんにいってありますって, 特定マークが使用限界と言う意味ではない。
- それは重々お話いただいた。

(注) 別記2は, 本件訂正請求書に添付された「別紙」に記載された内容を情報公開・個人情報保護審査会事務局において, 整理したものである。